

令和 7 年度福島県防災アプリ広報業務委託仕様書（案）**1 業務概要**

福島県（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に対し、福島県民による「福島県防災アプリ」（以下、「防災アプリ」という。）の利用拡大を図るための業務を委託する。

具体的には、防災アプリのマイ避難シート作成機能によってマイ避難シートを作成した方を対象に、抽選で賞品を提供する「(仮称) アプリで「マイ避難」キャンペーン」（以下、「キャンペーン」という。）を実施する。(…①)

また、事業者・団体を対象とした広報を行い、事業者向け安否確認機能の利用促進を図る。(…②)

2 期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)までとする。

キャンペーン及び事業者・団体向け広報の期間はいずれも令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 11 月 30 日（日）までの 3 か月間（以下「集中広報期間」という。）とする。この期間によりがたい場合は事前に甲と協議すること。

令和 7 年 12 月に抽選を実施し、その後速やかに賞品発送を行うこととする。

3 業務内容**(1) 専用ホームページサイトの作成、運営、管理(…①)**

ア、キャンペーンを PR する専用サイトを作成し、運営・管理を行うこと。

イ、専用サイトには、キャンペーンの内容、賞品、応募方法等を掲載するとともに、キャンペーンの応募フォームを設けること。また、マイ避難に関する説明や、マイ避難シートを作成する利点を掲載するとともに、防災アプリのアプリストアに遷移できる仕様とすること。専用サイトの詳細の仕様については、甲乙協議のうえ、決定することとする。

ウ、キャンペーンの応募フォームは、防災アプリで作成したマイ避難シートに関する画像データを添付した上で、応募者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、年齢、性別、アンケートを入力すると応募できる仕様とすること。応募の詳細の仕様やアンケートの内容については甲乙協議のうえ、決定することとする。

エ、応募方法について、イメージ図等を活用した上で分かりやすくまとめ、応募フォームに掲載すること。

(2) 問い合わせ対応(…①)

集中広報期間中、キャンペーン事務局として問い合わせに応じること。対応は平日

の午前9時から午後5時までとする。

(3) 応募状況の確認及び抽選(…①)

ア、キャンペーン期間中、応募状況に関する情報を把握・管理し、原則として週一回、甲に報告すること。報告方法については甲乙が協議のうえ決定することとする。

イ、キャンペーン期間終了後、応募要件に合致している応募者の中から当選者を抽選し、当選者リストを取りまとめ、甲に報告すること。個人情報を適切に管理すること。

(4) 賞品の発送(…①)

ア、賞品の購入、調達、梱包、発送を実施すること。賞品は甲乙協議のうえ決定する。

イ、賞品の発送個数は200件とする。賞品の平均単価は5000円とする。

(5) キャンペーンの広報(…①)

ア、メディアを活用した広報

ア) Web 広告

媒体 : 甲乙協議のうえ決定する。

掲載内容 : 甲乙協議のうえ決定する。

掲載時期 : 甲乙協議のうえ決定する。

エリア : 福島県内

投下量 : 総クリック数計5万回以上を確保すること。

その他 : 広告運用費、管理費、手数料等を含めること。

イ、チラシを活用した広報

防災アプリのマイ避難シート作成機能の広報・周知を目的としたチラシを作成すること。チラシはA4両面カラー、コート紙62.5キログラムとし、印刷枚数は5万枚以上とする。デザインは、甲乙が協議の上、作成するものとする。作成したデータの著作権は甲に帰属するものとする。チラシは福島県庁に一括納品すること。

(6) 事業者・団体への訪問営業活動(…②)

ア、事業者・団体を対象とした広報として、県内の事業者団体（商工団体や農業団体等）や事業者等を対象とした訪問営業活動を実施すること。訪問営業では、チラシ及び動画を適宜活用して事業者向け安否確認機能を紹介し、利用を促すこと。（チラシ及び動画については後述する。）

イ、訪問営業活動について、集中広報期間中における総訪問数は900件以上とする。このうち、主要な訪問営業先については、甲乙協議のうえ決定することとする。

ウ、事業者向け安否確認機能の広報・周知を目的としたチラシを作成すること。チ

ラシは A4 両面カラー、コート紙 62.5 キログラムとし、印刷枚数は 1 万枚以上とする。デザインは、甲乙が協議の上、作成するものとする。作成したデータの著作権は甲に帰属するものとする。チラシは福島県庁に一括納品すること。

エ、事業者向け安否確認機能を導入する利点を端的にまとめた動画及び、事業者向け安否確認機能の利用方法を端的にまとめた動画をそれぞれ作成し、動画投稿サイト「YouTube」にアップロードすること。動画の長さはそれぞれ 1 分から 2 分間程度とする。作成した動画データの著作権は甲に帰属するものとする。

(7) 事業者・団体が集まる機会での周知活動(…②)

ア、事業者や団体の関係者が 10 人以上集まる機会（事業者団体による表彰式やイベント、社会奉仕団体や青年団体の定例会等）において、チラシ及び動画を適宜活用し、事業者向け安否確認機能の利用を促すこと。

イ、事業者・団体が集まる機会での周知活動については、集中広報期間中に計 30 回以上実施すること。このうち主要な周知先については甲乙協議のうえ決定することとする。

(8) 新聞広告(…②)

媒体 : 福島民報、福島民友

掲載時期 : 甲乙協議のうえ決定する。

広告の種類 : 5 段フルカラー

その他 : 広告デザインを制作すること。内容は甲乙協議のうえ決定する。

(9) 努力目標について(…①、②)

集中広報期間中、防災アプリのダウンロード数 3 万件以上、事業者向け安否確認機能の登録を 100 件以上増やすことを努力目標とする。ただし、努力目標の達成状況については、契約の履行には影響しないこととする。

(10) 実施報告書の作成

実施内容等を取りまとめ、実施報告書（任意様式）を作成し、甲に提出すること。実施報告書には、訪問営業活動及び事業者・団体が集まる機会での周知活動の実施結果を記載すること。

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出すること。

- (1) 着手届（様式第 1 号）
- (2) 完了届（様式第 2 号）
- (3) 実施報告書（任意様式、正副本 1 部ずつ）
- (4) その他、甲が成果品と認める書類

5 その他

- (1) 受託業務の推進上必要となる経費は、委託契約金額に含まれる事務経費から支出する。
- (2) 乙は、受託業務の推進上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合には、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (3) その他、この仕様に書かれていない事項については甲乙協議の上、決定すること。